

5 下妻市立千代川体育館基本使用料

体育館

区分			午前 9 時から 正午まで	正午から午 後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時ま で	午前 9 時から 午後 10 時ま で	
主競技場	団体専 用利用	体育に 利用する 場合	入場料を徴収しない 場合	円 1,400	円 2,100	円 2,800	円 6,300
			入場料を徴収する 場合	2,800	4,200	5,600	12,600
		体育以 外に利 用する場 合	入場料を徴収しない 場合	2,800	4,200	5,600	12,600
			入場料を徴収する 場合	5,600	8,400	11,200	25,200
		営利・宣伝を目的とする場合	42,000	56,000	70,000	140,000	
柔道場	個人利用		50	100	150	300	
	団体専 用利用	体育に 利用する 場合	入場料を徴収しない 場合	520	780	1,050	2,360
			入場料を徴収する 場合	1,050	1,570	2,100	4,720
剣道場	個人利用		50	100	150	300	
	団体専 用利用	体育に 利用する 場合	入場料を徴収しない 場合	520	780	1,050	2,360
			入場料を徴収する 場合	1,050	1,570	2,100	4,720
サブ競技 場	個人利用		50	100	150	300	
	団体専 用利用	体育に 利用する 場合	入場料を徴収しない 場合	520	780	1,050	2,360
			入場料を徴収する 場合	1,050	1,570	2,100	4,720

備考

- 1 市民(市内事務所に勤務する者を含む。)以外の者の利用については、上記金額の 10 割増とする。
- 2 市内の個人及び団体の営利宣伝等を目的としない利用(入場料を徴収しない場合のみ)については、上記金額の 5 割相当額とする。
- 3 主競技場を部分的に利用する場合の使用料の額は、上記金額の 5 割相当額とする。
- 4 準備のためのみに利用する場合の使用料の額は、上記金額の 5 割相当額とする。

テニスコート基本使用料

区分	利用単位	市民	市民以外の者
テニスコート (1面につき)	1時間	210円	420円

備考

- 1 テニスコートについては、2時間を限度とする。
- 2 利用時間が許可利用時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 3 準備のためのみに利用する場合の使用料の額は、上記金額の5割相当額とする。

照明使用料(夜間及び昼間でも照明を利用する場合)

利用単位	主競技場	柔道場	剣道場	サブ競技場	テニスコート
1時間	400円	100円	100円	200円	500円

備考

- 1 市民(市内事務所に勤務する者を含む。)以外の者の利用については、上記金額の10割増とする。
- 2 主競技場を部分的に利用する場合の使用料の額は、上記金額の5割相当額とする。
- 3 準備のためのみに利用する場合の使用料の額は、上記金額の5割相当額とする。